

マイナンバー事務員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 マイナンバー事務員（会計年度任用職員・パートタイム）
- (2) 募集人数 1人

2 勤務場所

守山市役所市民課（守山市吉身二丁目5番22号）

※ 速野支所（守山市水保町2236番地）および中洲支所（守山市幸津川町1043番地の5）での就業あり。

3 業務内容

マイナンバーカードの申請・交付・更新等事務、窓口・電話対応、速野支所および中洲支所でのマイナンバーカードに関する事務、休日開庁に関する事務、そのほか所属長の指示する業務

4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
- (2) 資格 パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人
普通自動車運転免許

5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年）
(任用期間内の勤務成績が良好である場合は4回に限り、再度任用の可能性あり)
- (2) 勤務日数・時間 週4日 午前8時30分～午後5時15分
※土曜・日曜日の出勤あり（交代制。出勤回数は休日開庁日数により異なります）
- (3) 報酬・手当 月額144,102円※1年目の報酬額
賞与（期末手当+勤勉手当）
1年目：3.0225月分 2年目以降：4.65月分（予定）
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。
※給料等は、今後の制度改革に伴い変更となる可能性があります。
費用弁償
- (4) 休暇等 土・日曜日（出勤日除く）、祝日、年末年始
年次有給休暇、夏季休暇、忌引きほか

- (5) 健康保険等 滋賀県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険
- (6) 通勤手当 マイカー通勤で駐車場を利用される場合、駐車場についてはご自身で手配していただきます。(駐車場の利用に対する補助制度創設の予定あり。)
- (7) 退職等 ①任用期間が満了した場合
②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。
 - ・勤務実績が良くない場合
 - ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
 - ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
 - ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月（毎年度。正式採用しない場合、解雇予告の対象）

7 服務 地方公務員法が適用されます（業務上知り得たことについての守秘義務等）

8 試験日程等

(1) 試験 作文・面接試験

(2) 日時・場所

令和8年2月20日（金）午後1時30分～（受付：午後1時15分～）

守山市役所4階 41・42会議室

(3) 試験当日に履歴書（写真貼付）を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- ・市民課へ電話または直接申し込み
- ・公共職業安定所に申し込み。（交付された紹介状を試験日当日に持参）

申込期限 令和8年2月18日（水）執務時間中（土・日曜日、祝日除く）

10 問い合せ

市民課 電話 582-1122 FAX 077-583-9738

メール shimin@city.moriyama.lg.jp